審査請求理由書

本資料は完全架空の設定を用いた、構成・整理方法の説明用サンプルです。実際の顧客資料・事実は使用していません。実際の認定結果・受任実績を示すものではなく、そのまま提出するための書式ではありません。

このサンプルで分かること

不支給へのお気持ちと、制度上争う点を分け、原処分の理由に資料と主張を対応させる例です。同じ架空事案に、後日の不支給決定を追加しています。取消しの実績・成功例ではありません。

1 対象となる原処分と請求の趣旨

審査請求人：申立人A（架空）
原処分庁：架空労働基準監督署長
対象処分：適応障害に関する療養補償給付の不支給決定
決定日：2026年2月17日／受領日：同年2月20日（甲9）
架空の審査請求日：2026年3月12日
請求の趣旨：原処分を取り消すとの決定を求める。

2 原処分理由と争点

甲9の理由は、①業務量の客観的裏付け不足、②8月26日の発言は通常の指導、③9月12日の担当変更は品質確保の措置として、強い業務上の心理的負荷を認めないという架空設定である。発病時期も確認点とする。
争点は、出来事の具体的内容、その後の状況、発病時期との関係が十分に確認・評価されているかである。資料不足を指摘するだけで直ちに取消しになると主張するものではない。

期限と手続についての公開用解説

審査請求は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して原則3か月以内に行う手続です。この設定では期間内です。実際には通知書の教示、知った日、提出方法等を個別に確認してください。本書は理由の別紙例であり、必要事項を備えた審査請求書に代わるものではありません。

3 争点ごとの理由

以下は、現在の資料設定から主張・追加確認事項を組み立てた簡略例である。実際の調査復命書・医師意見等を精査した完成理由書を示すものではない。

3.1 発病時期と出来事の関係（甲5・甲7・甲8）

初診・診断は10月9日だが、本人は9月上旬からの症状を説明し、甲7にも9月18日頃の睡眠不良に関する会話がある。初診日だけをもって発病時期を決めることなく、診療録・主治医意見と照合して判断されたい。
9月12日より前の発病と認められる場合、同日の変更を発病前の原因出来事に含める主張はしない。発病後の経過は別に整理する。

3.2 業務量・納期の評価（甲2・甲6）

甲2の本人集計は4月42件・8月78件であり、甲6には所定時間後のログインがある。これらだけで労働時間を確定することは求めない。
一方、実労働時間の裏付けの問題と、仕事内容・量・納期等の変化の評価は区別されたい。元データ、勤怠原簿、配分表、支援体制を確認し、量と密度を含めて評価されたい。

3.3 会議発言の評価（甲3・甲7）

甲3は報告・返信の記録であり、会議発言の直接記録ではない。発言の記憶は甲7に一部示される。通常の指導か否かは、文言だけでなく、経緯・態様・時間・公開性・反復の有無等を踏まえて検討されたい。会議参加者の説明と、会社が通常の指導とする根拠の確認を求める。

4 担当変更と出来事全体の評価

4.1 担当変更の実態（甲4）
甲4に二重確認と担当変更の通知はあるが、懲戒・降格・減給の記載はない。請求人が降格のように感じたことと、客観的な処遇上の不利益は区別する。変更の期間、実際の業務、処遇、説明・支援と品質確保の必要性を確認し、評価されたい。

4.2 出来事の関連性
業務量の変化、8月26日の発言、9月12日の変更がどう関連しているかを確認されたい。関連する出来事を別々に数えて機械的に強度を加算することは求めない。発病前の出来事とその後の状況を、認定基準に沿って総合的に検討されたい。

5 別の評価につながる事情も踏まえた主張

チャットが会議発言を直接示さないこと、同僚陳述が記憶資料であること、担当変更に降格の文言がないこと、件数だけでは作業負荷を確定できないことを踏まえる。
ただし、これらの限界だけで各出来事の実態が明らかになるわけではない。原資料と関係者の説明を照合し、確認できる範囲を明確にして評価されたい。業務外の事情・既往歴も、必要な範囲の調査と医学的判断により確認されたい。

6 求める判断

上記の争点について、原処分の根拠資料、医療資料、会社の記録、関係者説明との対応を確認し、発病前の出来事とその後の状況を再評価した上で、原処分を取り消すとの決定を求める。

審査請求理由書｜4

公開用解説｜申請時の説明を繰り返すだけにしない

審査請求では、不支給理由と、それを支えた事実・資料の確認が重要になります。こもれびでは、確認できた資料に応じて「どの判断を争うのか」「何を根拠に説明するのか」「追加確認が必要なのはどこか」を整理します。
本例では原処分の理由の要旨だけを設定しています。実際には開示資料等を確認した結果、争点や見立てが変わることがあります。取消しの見通しがあると一律にご案内するものではありません。

ご利用に当たって

本例に行政による認定・取消しの結末は設定していません。理由書の分量や証拠数が、認定・取消しの可能性を示すものではありません。
実際の作成書類・分量・修正や提出等の対応範囲は、ご相談内容と契約内容によって異なります。４種類すべての作成・納品をお約束するものではありません。
会社との損害賠償交渉や裁判手続の代理を、本サンプルの支援範囲に含めるものではありません。

制度の参照先

制度の参照先：厚生労働省「精神障害の労災補償について」「心理的負荷による精神障害の認定基準」（令和5年9月1日）及び運用上の留意点。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/090316.html

審査請求の参照先：厚生労働省「労災保険審査請求制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000127192.html

不支給通知を受けた方へ

資料がそろうのを待たず、まず通知書と受け取った日を確認してください。相談の送信や資料開示の申請だけで、審査請求が完了するわけではありません。

書類を作ってから相談する必要はありません。
こもれび社労士事務所は、初回の簡単な状況整理からお受けします。詳しい資料分析や書類作成に進む場合は、内容と料金をご説明し、ご同意後に進めます。
相談窓口は事務所ホームページの公式LINE等をご確認ください。
https://komorebi-sharoushi.com/